

## 第4章 自殺対策の推進体制等

本計画は、ホームページなどで公表することにより、広く市民へ周知し、一人でも多くの市民の理解と協力が得られるように努め、群馬県（桐生保健福祉事務所）の協力のもと、計画を推進していきます。

また、自殺対策に係る部課の職員で構成する「自殺対策推進委員会」を設置し、計画を推進していくため、具体的な協議や調整、点検、評価を行います。「自殺対策推進委員会」での協議結果について、「桐生地域自殺対策連絡会議」、「桐生市健康づくり推進協議会\*」等へ報告し、計画を総合的に推進していきます。

\* 桐生市健康づくり推進協議会：「桐生市健康増進計画 元気織りなす桐生21」を策定推進している協議会